

公 告

関税法第37条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき、関門港下関新港地区多目的国際ターミナル指定保税地域の追加指定を行ったので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和8年1月8日

門司税関長 弓削 州司

1 追加指定を行った土地

名 称 関門港下関新港地区多目的国際ターミナル指定保税地域
所 在 地 山口県下関市長州出島11番の一部、12番、13番の一部、
14番の一部
所 有 者 下関市
管 理 者 下関市
面 積 37,820.67 平方メートル
区 域 山口県下関市金比羅町の三等三角点「金比羅山」(北緯33度58分09秒98、東経130度54分55秒06)から317度45分17秒の方向へ引いた線上2,795.37メートルの地点を基点(①)とし、同地点から185度07分29秒の方向へ引いた線上270.00メートルの地点(②)、同地点から275度07分29秒の方向へ引いた線上140.09メートルの地点(③)、同地点から5度07分54秒の方向へ引いた線上270.00メートルの地点(④)と基点(①)を順次結んだ線によって囲まれる土地 37,820.67 平方メートル。
(小数点第3位切捨て)

3 追加指定の日

令和8年1月23日